

瀬戸市

～やすらぎプラン 2024～

高齢者総合計画

(第9期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6(2024)年3月

愛知県 瀬戸市

I

計画の策定にあたって

国においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年を目途として、地域包括ケアシステム※の構築を推進してきました。支援を必要とする高齢者のさらなる増加の時代を迎え、地域包括ケアシステムの深化・推進が課題となっています。また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22(2040)年にかけて、支援を必要とする高齢者を支える世代の減少という問題にも注目が集まっており、中長期的な視点に立った支援のための基盤整備と人材の確保の必要性が指摘されています。

本市においても、人口の緩やかな減少傾向と高齢化率の上昇が続いており、将来的には人口減少と高齢化のさらなる進行とともに、75歳以上人口の増加が見込まれ、その状況に備えた取り組みが課題となっています。これらの課題を踏まえ、また国における各種の法制度の動向に対応しながら、本市の介護保険事業を含めた高齢者施策を、引き続き総合的かつ計画的に推進するため、**瀬戸市高齢者総合計画（第9期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）～やすらぎプラン2024～**を策定しました。

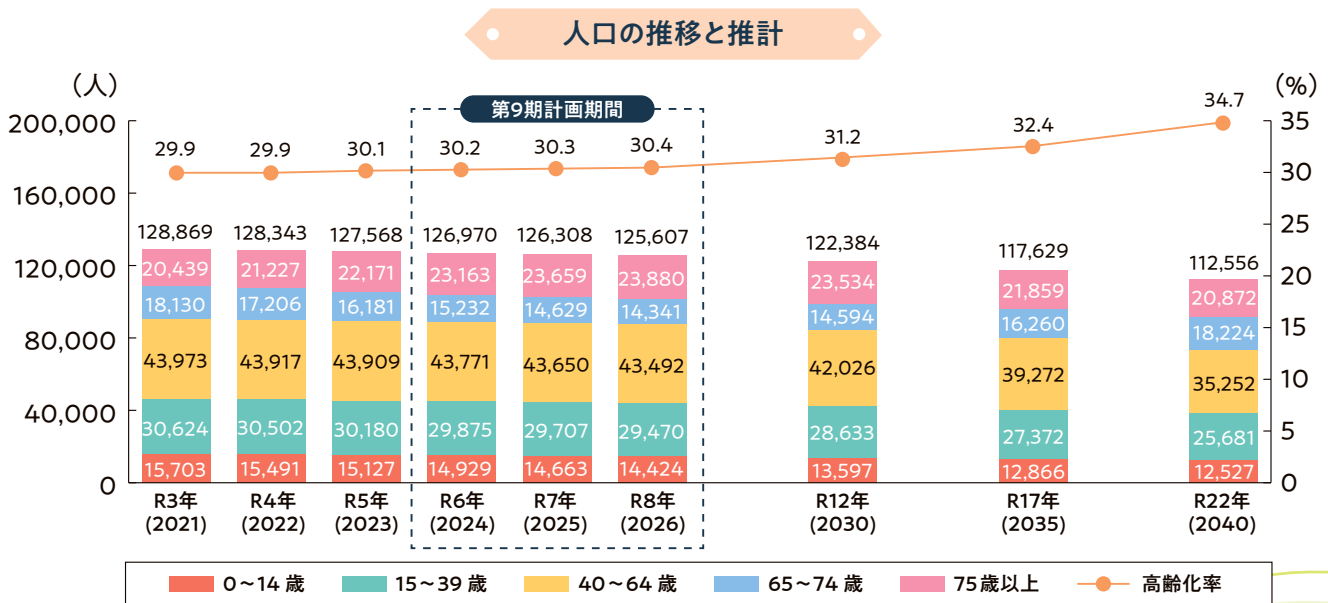
※高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される制度のこと。

II

高齢者の現状と将来推計

1 総人口及び高齢者人口

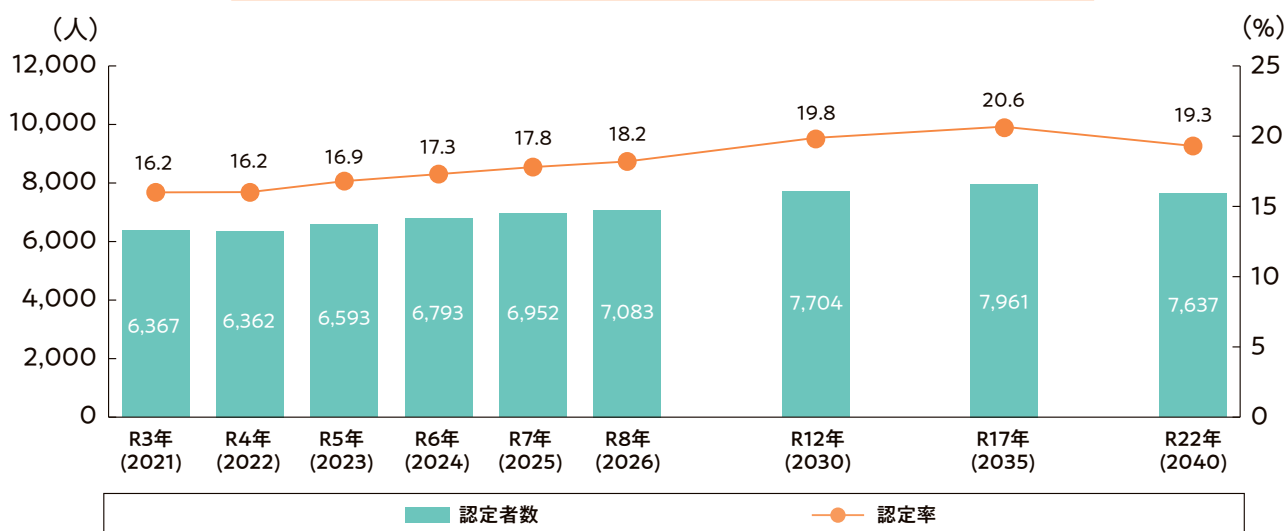
第9期計画期間中は65歳～74歳人口の減少と75歳以上人口の増加が見込まれており、高齢化率は令和8(2026)年には30.4%、令和22(2040)年には34.7%になると推計されます。



2 要介護認定者数・認定率

75歳以上人口の増加に伴い、令和17（2035）年ごろまでは認定者数が増加していく見込みです。認定者数の増加に伴い、第1号被保険者の認定率も上昇していくことが予想され、令和17（2035）年には20.0%を超える見込みとなっています。

要支援・要介護認定者数の推移と推計（第1号被保険者）



資料：介護保険事業状況報告（令和5（2023）年まで各年9月30日時点、令和6（2024）年以降が推計値）

III

基本理念

これまでの本市の高齢者総合計画策定においては、介護予防に力点を置いた、より積極的な取り組みを目指し、医療・介護・福祉等の各事業を多面的に展開するための地域包括ケアシステムの深化・推進を重点的に進めてきました。

今後ますます支援を必要とする高齢者の増加が進む中で、複雑化・複合化する課題を解決し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、公的な支援とともに地域住民が互いに、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながる「地域共生社会」の実現を目指すことが求められています。

本計画を策定するにあたり、本市がこれまで進めてきた地域包括ケアシステム「瀬戸市もーやっこシルバーケアシステム」の深化・推進をさらに進めていく観点から、これまでの基本理念を継承し、引き続き「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現」を基本理念とします。

高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現

IV

施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
 <p>高齢者が生きがいを持って暮らせる社会の実現</p> 	1 高齢者が生きがいを持って活躍できる社会の実現	(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の支援 (2) 地域における高齢者主体の活動の充実 (3) 高齢者の就業促進・支援
	2 積極的な健康づくりと介護予防の推進	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進 (2) 健康づくりの推進 (3) 各種介護予防事業の展開
	3 住み慣れた地域における生活の継続支援	(1) 在宅生活の支援 (2) 家族介護者への支援 (3) 安心・安全な生活環境の整備
	4 つながり支え合い、尊厳を持って暮らせる地域社会の実現	(1) 地域包括支援センターの運営の充実 (2) 高齢者を支える地域づくりの推進 (3) 高齢者の権利擁護
	5 認知症の早期対応と共生社会をめざす施策の推進	(1) 普及啓発と本人発信の支援 (2) 認知症の予防に資する取り組みの実施 (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (4) 認知症を支える地域づくり
	6 安心できる医療と介護の連携	(1) 在宅医療と介護連携の基盤整備
	7 介護保険事業の円滑な実施	(1) 介護保険サービス基盤の計画的整備 (2) 介護サービスの質的向上への取り組み (3) 介護人材の確保に向けた対策 (4) 介護給付等適正化への取り組み (5) 低所得者への支援

V

計画の推進体制

1 計画の進行管理

-
- ① PDCAサイクルに基づく計画の進行管理
 - ② 保険者機能強化に向けた交付金の活用

2 計画推進に関係する各主体の役割

-
- ① 庁内組織および関係行政機関等との連携体制の強化
 - ② サービス提供事業者等の取り組み
 - ③ 市民一人ひとりの取り組みによる地域福祉の推進

基本施策の内容	個別施策
<p>高齢者が経験や知識・技能を活かし、生きがいを持って社会参加できるまちづくりに取り組みます。また、多様な世代間交流や就労を通じて活躍することができる社会の実現に向けた施策を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動支援 ● 地域力向上活動等の支援等
<p>疾病の予防・早期発見や自己管理等、健康に関心を持つ機会を提供することで、健康維持と疾病予防を実践する社会を目指します。また、健康寿命の延伸を図るとともに、各種介護予防事業を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康教育・健康相談の実施 ● 一般介護予防事業 ● 通いの場等
<p>さまざまな生活支援のニーズに応える福祉サービスや家族介護者への支援に取り組みます。また、安全・安心な生活環境の整備に向けた施策を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 配食サービス事業 ● 居住支援協議会等
<p>高齢者が住み慣れた地域の中で、いつまでも家族や親しい方たちと、つながり支え合い、尊厳を持って暮らせる社会の実現を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターの体制強化 ● 総合事業の推進等
<p>認知症の方やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の施策を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症サポーターの養成・活用 ● チームオレンジの活動推進等
<p>もーやっこネットワークシステムをはじめとする医療介護連携の基盤整備の促進を図り、安心して在宅での生活を続けることのできる環境づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築等
<p>地域の介護需要に応じた持続可能な介護サービス提供体制を整備するとともに、介護認定や給付の内容点検、事業所の指導・監督、市民からの相談への対応等を通じて介護サービスの質的向上を図ります。また、介護人材の確保に向けた取り組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談・苦情対応の充実 ● 介護予防・生活支援員養成研修の実施等

➡ PDCAサイクルを用いて高齢者福祉事業・介護保険事業の実施状況の透明化を図り、適切な評価の下、課題の発見に努めます。

➡ 庁内組織および関係行政機関等との連携をより強化し、提供されるサービスの質の向上に努めます。また、地域住民による支え合いや助け合い等の地域福祉活動の推進に努めます。

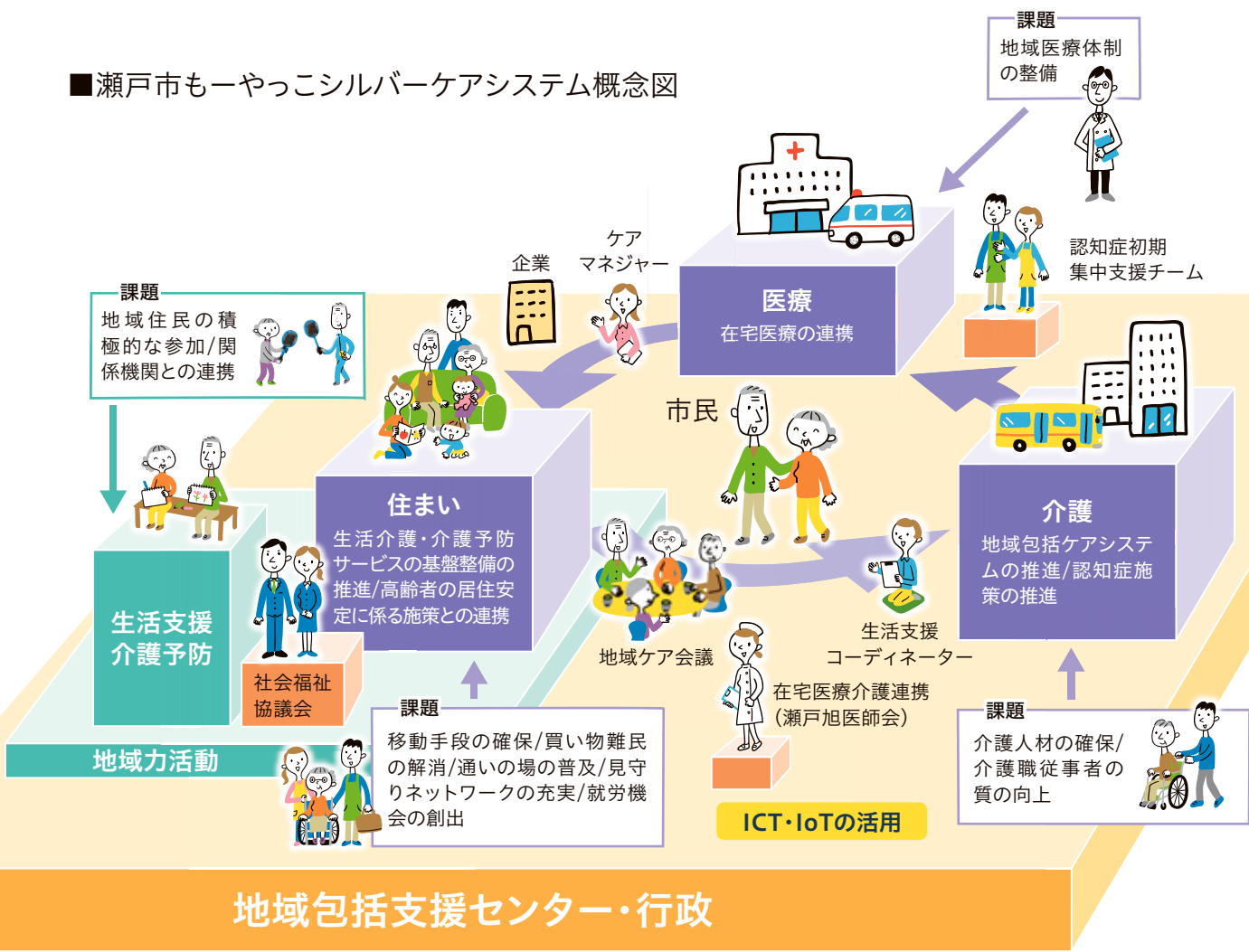
本市では、これまでの高齢者総合計画において、地域包括ケアシステムの深化・推進や認知症施策の充実を重点的な課題として位置付ける中で、地域を支える本市版の地域包括ケアシステムを、

瀬戸市もーやっこシルバーケアシステム

と名付け、その構築に取り組んできました。これは、社会情勢の変化に対応し、安心・安全な市民生活を持続させるため、地域住民と地域の医療・保健・福祉等さまざまな担い手が広くつながり高齢者を支えるとともに、高齢者自身も豊富な知識と経験を活かし、自らの役割を持ちながら地域とつながることを目指すものです。

本計画は、基本理念に示したように、本市の地域包括ケアシステム構築の取り組みの延長に位置づくものであり、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指すものです。

■瀬戸市もーやっこシルバーケアシステム概念図



VII

所得段階別保険料の設定

■所得段階別保険料(令和6年度～令和8年度)

所得段階	対象者	割合	年間保険料額 ^{※1}
第1段階	生活保護または老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ^{※2}	基準額 ×0.42	26,800円 ^{※3}
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 ^{※2}	基準額 ×0.57	36,400円 ^{※4}
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 ^{※2}	基準額 ×0.69	44,000円 ^{※5}
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ^{※2}	基準額 ×0.88	56,200円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 ^{※2}	基準額	63,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.1	70,200円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.25	79,800円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.4	89,400円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.55	98,900円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	121,300円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	134,100円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	146,800円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.4	153,200円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.5	159,600円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.6	166,000円

※1 年間保険料額は100円未満を切り捨てています。

※2 第1～5段階について、合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合には、適用前の金額)から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合には0円とします)。

※3 公費軽減により、基準乗率(0.42)から公費軽減(-0.17)を実施した保険料額(15,900円)となります。

※4 公費軽減により、基準乗率(0.57)から公費軽減(-0.2)を実施した保険料額(23,600円)となります。

※5 公費軽減により、基準乗率(0.69)から公費軽減(-0.005)を実施した保険料額(43,700円)となります。

VIII

地域包括支援センターマップ

困り事は地域包括支援センターに相談ください。



■ 瀬戸市地域包括支援センター

	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	担当区域
①	やすらぎ地域包括支援センター	瀬戸市川端町 1-31 (やすらぎ会館内)	84-2287	陶原・長根
②	ふたば地域包括支援センター	瀬戸市西山町 1-46-18 (ウィローふたば内)	87-4139	效範・水南
③	はたやま地域包括支援センター	瀬戸市緑町 2-114-1 (瀬戸みどりのまち病院横コミュニティセンター内)	89-6165	幡山
④	地域包括支援センターしなの	瀬戸市品野町 6-117 (在宅総合サービスセンターしなの内)	41-3231	東明・品野 下品野
⑤	地域包括支援センターせと	瀬戸市萩山台 3-76 (せと在宅福祉センター内)	97-0552	祖母懐・原山台 萩山台・八幡台
⑥	水野地域包括支援センター	瀬戸市はぎの台 3-1-3 (水野在宅福祉センター内)	86-8770	水野・西陵
⑦	地域包括支援センター中央東	瀬戸市深川町 48 (ケアハウス聚楽内)	87-5083	道泉・深川 古瀬戸

概要版 瀬戸市高齢者総合計画

(第9期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画) ~やすらぎプラン 2024 ~

発行日：令和6(2024)年3月

発行：瀬戸市健康福祉部 高齢者福祉課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の1

TEL: 0561-88-2621 FAX: 0561-88-2633